

議 事 録

第 2 回 定 例 総 会

令和2年9月9日

太田市農業委員会第2回定例総会議事録

開会日時 令和2年9月9日(水) 午後2時
閉会日時 令和2年9月9日(水) 午後2時40分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)
1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明
13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員
(0人)

出席職員 (7人)
鈴木局長 林次長補佐 高山次長補佐 長谷川係長代理 青木主任
松井主事 大崎主事

会議に付した事項
議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第2回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、全員出席です。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思います。
ですが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、3番 牛久保榮治委員 と 4番 永井幸二委員 のお二人をお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名いたします。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたらご報告願います。
事 務 局 本議案書において訂正箇所は1か所ございます。お手元の議案書13ページをお開きください。
議案第5号23番の備考欄において、「議案第2号2番と関連」との記載漏れがありましたので、ご報告いたします。以上でございます。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 山之神町の土地 296㎡について、貸家住宅用地として許可を得たが、資金不足により実行できないため許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1 1 番委員 番号1番について報告申し上げます。当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、山之神の土地 296㎡について、貸家の住宅用地として許可を得ましたけれども、資金不足で実行できなかったため、当初の許可を取り消すものです。
現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、取消相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号1番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取り消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取り消しとすることに決定いたします。

- 議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は4件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 龍舞町の土地 畑 922 m²、耕作地の隣接地である申請地を取得し、農業経営を安定させたい。
- 2番 新田市町の土地 畑 991 m² 外13筆 計13,117 m²、経営規模を拡大し、経営の安定を図るためするため申請地を取得したい。
- 3番 新田市野井町の土地 畑 991 m²、申請地を取得して、農業経営を拡大したい。
- 4番 六千石町の土地 畑 2,218 m²、申請地はもともと祖父のものであり、今後も耕作を続けたいため申請地を取得したい。
以上、提案させていただきます。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もなく、問題ないと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。
再度のご審議、お願いします。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたしま

す。

議長 続いて、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号2番については、14番委員は議事に参与することができませんので、退出をお願いいたします。
(14番委員 退出)

7番委員 2番の関係につきましては、太陽光発電と、その下で営農しているものでありまして、第5地区の委員会でもいろいろ意見がありましたが、14番委員さんから管理計画書も出ておりますし、念書も頂いておりますので、可としました。皆さんに改めまして了解をお願いしたいと思います。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号2番ついて報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。14番委員は入室してください。
(14番委員 入室)

議長 続いて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 3番の関係であります。営農を拡大したいという申請理由でございまして、周りも農地でありますし、今真剣に農業を営んでおるといふ実態から、これを可として認めたわけでございますが、皆さんのご審議をよろしく願います。

議長 ただいま、第5地区協議会より、番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号4番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は祖父が所有していた土地を諸事情により相続権者が相続放棄したため、相続財産管理人が権限を有しています。お孫さんが買うわけですが、一応耕作する機械もお持ちですので、周辺への支障もなく問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号4番について報告がありました。が、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いします。

事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 龍舞町の土地 73㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。農家住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。
ご審議のほどよろしく願います。

- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリスクに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きます、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 大原町の土地 330㎡について、一般住宅用地として許可を得たが、取得後病気を患い療養中となり、事業を遂行できなくなったため、権利を承継するものです。
ご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 13番委員 議案第4号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリスクに基づき調査した結果は、やむを得ず計画変更ということだと思います。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より、番号1番について報告がありました。が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きます。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は28件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数28件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 高林南町の土地 393㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
露天資材置場用地として転用するものです。
- 2番 高林南町の土地 499、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。
- 3番 高林南町の土地 84㎡ 外5筆 計1,965㎡、農地区分 第二種、保育園施設用地として転用するものです。
- 4番 高林北町の土地 187㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。
- 5番 新道町の土地 1,531㎡の内122㎡、農地区分 第二種、工事用地として一時転用するものです。
- 6番 新道町の土地 699㎡ 外1筆 計1,322㎡、農地区分 第二

種、露天資材置場用地として転用するものです。

7番 由良町の土地 402 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 上小林町の土地 466 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 上小林町の土地 466 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 東金井町の土地 379 m² 外11筆 計5,964 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

11番 龍舞町の土地 285 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 龍舞町の土地 297 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 龍舞町の土地 475 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 龍舞町の土地 377 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 原宿町の土地 62 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

16番 成塚町の土地 4,356 m²の内0.3454 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

17番 成塚町の土地 51 m² 外2筆 計494 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には駅から300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

18番 世良田町の土地 111 m² 外1筆 計446 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として是正するものです。

19番 新田村田町の土地 347 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田反町町の土地 310 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用

地として転用するものです。

21 番 新田反町町の土地 369 m²、農地区分につきましては、「概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

22 番 新田市野井町の土地 522 m²、農地区分 第二種、露天駐車場及び資材置場用地として転用するものです。

23 番 新田市町の土地 991 m²の内 5.47 m² 外 13 筆 計 13,117 m²の内 103.28 m²、農地区分 農用地及び第一種、営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

24 番 藪塚町の土地 661 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

25 番 藪塚町の土地 337 m² 外 1 筆 計 358 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

26 番 山之神町の土地 534 m² 外 2 筆 計 1,215 m²、農地区分につきましては、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の 2 分の 1 以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

27 番 大原町の土地 535 m² 外 4 筆 計 2,507 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

28 番 大原町の土地 330 m²、農地区分 第二種、倉庫・資材置場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号 1 番から 7 番について、第 1 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17 番委員 番号 1 番から 7 番について、当地区協議会で許可基準チェックリスト

に基づき調査した結果の1番から4番を私から報告します。

番号1番及び2番の申請人は同一であり、申請地も近くで、一括で報告いたします。

現在、資材置場として借用している土地を返却するため、代替の土地と、土木業事業拡大のため、申請地を取得し、資材置場として利用したいとの申請です。

現地を確認したところ、1番の申請地の西側に畑がある以外、1番、2番の周囲に農地はなく、周辺農地への問題もないので、許可相当と意見決定いたしました。

番号3番の申請人は、自宅と兼用で保育園を営んでおり、手狭になっているため、現在の施設から近い申請地を取得し、保育園施設を建設したいとの申請です。

現地を確認したところ、申請地の南側に畑、北側は市道を挟んで公園と宅地、東西は太陽光発電施設と宅地があり、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

次に、番号4番の申請人は、太田市内の借家に住んでおり、資金の都合もついたので、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。

現地を確認したところ、申請地の南、東側が畑、西側一帯を利用する既存住宅、北側は宅地であり、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

1番から4番まで、再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

1 2番委員

続きまして、5番から7番について、結果の報告をいたします。

まず、番号5番の譲受人は、●●●●で近隣の鉄塔建替えに当たり、工事車両が安全に往来できるよう、申請地を借り受けて道路として利用したいという申請で、現地を確認したところ、畑として管理されています。隣の道路が狭くて工事をするためには必要であり、2年間の一時転用と、畑の一部ということです。周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号6番の譲受人は、土木業を営んでおり、業務拡張に伴い資材置場が不足しているため、今ある資材置場の横の畑を取得して利用したいという申請です。現地調査をしたところ、木や草が茂った休耕地になっておりまして、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号7番の譲受人は、借家に住んでおり、申請地を取得して自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周りは宅

地となっており、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から7番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号8番から15番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、8番と9番について、許可基準チェックリストに基づいて調査した結果を報告いたします。

まず8番ですが、譲受人は、妻と子どもで実家に居住しており、将来の生活設計を考え、新居の建設を計画し、本申請をいたします。譲渡人は、農業後継者がいないため、売却したいということです。

番号9番ですが、譲受人は、太田市内のアパートに家族3人で居住しています。将来の生活設計を考え、新居の建設を計画し、本申請をいたします。譲渡人は、今後も耕作予定はありませんので、売却したいということです。

以上で、8番と9番とも周辺農地への支障もないため、承認相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

14番委員 10番について報告させていただきます。

周辺農地への影響がないので、イノシシの出るような山間地のところなので、太陽光発電には適地だと思います。周辺農地への影響がないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いいたします。

1番委員 続きまして、番号11番から14番について報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周

辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

4番委員

15番の関係につきましては、転用目的が駐車場でございます。申請地については、西側が県道の丸山線に接しておりまして、東は太陽光、その管理用駐車場としての転用であります。

許可基準チェックリストの項目については問題がありませんけれども、許可申請書の内容は、まず譲渡人の職業が違っております。それと、ここにあります62㎡、これの面積が、許可申請書の裏側の転用目的の面積は67㎡で、違っております。売買価格が67㎡で計算したのか、62㎡で計算したのか知りませんが、200万円となっておりますけれども、これは坪当たりになりますと10万円弱なんです。本人に聞きましたら、坪6500円なんです。金額は20万円以下。これについて、チェックリストは問題ありませんけれども、許可申請は相違がありますので、保留にいたしますということで地区協議会では決定いたしました。

一言追加しますが、許可申請書の受付は事務局でやっていますね。これを受け付けるときによく目を通す、それで受け付けをしてもらうと。これは検印が押してありますので、ダブルチェックとかをしてチェックリストを渡してもらいたい。これは土地家屋調査士、こういうのがやっぱりきちんとしないと、農家の代表が農業委員をやっているんだからということで、ばかにしてはいけませんよ。これは保留ですということで、一応お願ひします。

議長
4番委員

分かりました。書類の不備ということですね。

不備です。

議長

ただいま、第2地区議会より、番号8番から15番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等、そのほかございますか。

委員
議長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号8番から14番を許可とし、番号15番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号8番から14番を許可とすることにし、番号15番を保留とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号16番と17番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。

- 2番委員 番号16番について、譲受人は、継続してミョウガを栽培するという
ことをございまして、営農型太陽光発電を行うもので、現地確認したと
ころ、周辺農地も問題なく、下部の栽培も順調にきておりますので、許
可相当と決定いたしました。
- 続きまして、17番につきましては、譲受人は、分家住宅を建築するも
のでありまして、現地を確認いたしましたところ、周辺農地への支障
もなく問題がないので、許可相当と決定いたしました。
- あわせまして、両議案、再度のご審議のほど、よろしくお願い申し上げ
ます。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より、番号16番と17番について報告があ
りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 議長 番号16番と17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号16番と17番を許可とすることに決定
いたします。
- 議長 続いて、番号18番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報
告願います。
- 15番委員 番号18番につきまして、当地区でチェックリストに基づき協議した結
果、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。なお、
この案件につきましては、本人より始末書を添付しておりますので、
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長 ただいま、第4地区協議会より、番号18番について報告がありまし
たが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 議長 番号18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号18番を許可とすることに決定いたしま
す。

議 長 続いて、番号19番から22番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 19番の関係ですが、地区協議会でチェックリスト等に基づき審議した結果、周りも既に住宅になっておりまして、問題がないということで許可相当と判断しました。

20番についても、住宅の中に少しある土地で、現状は草が生えていて、これは●●●●なんですけれども、その●●●●が駐車場で買いたいということで、周りにも何ら影響はないと思われまますので、許可相当と決定したわけでありまます。

続きまして、21番についても、周りは既に住宅が建っておりまして、周囲の農地、あるいは環境に何ら問題がないと判断されまますので、許可相当と決定したわけでありまます。

22番についても、これは奥まった土地で、そこで駐車場とか資材置場に使いたいということで、この場所は買う以外、ほかには方法がないように思いまますので、許可相当と判断いたしまました。

よろしくご審議をお願いしまます。

議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号19番から22番について報告がありまましたが、ご意見、ご質問等ございまますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようでありまますので、採決いたしまます。

番号19番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めまます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありまますので、番号19番から22番を許可とすることに決定いたしまます。

議 長 続いて、番号23番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願いまます。なお、番号23番については、14番委員は議事に参与することができまますので、退出をお願いいたしまます。

(14番委員 退出)

7番委員 この関係は、先ほどご審議していただきました議案2号の関係と一体になっておりまして、営農型太陽光発電の柱脚部分の一時転用の更新ということでありまして、これも先ほど言いまましたように、随時計画書、あるいは適時、農業委員と事務局でチェックしてあるということ

で、可としたいと結論づけました。
よろしくをお願いします。

- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号23番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号23番を許可とすることに決定いたします。
14番委員は入室をお願いいたします。
(14番委員 入室)
- 議 長 続いて、番号24番から28番について、第6地区協議会の調査した意見
結果を報告願います。
- 1 1 番委員 それでは、番号24番から26番について、当地区協議会で許可基準チ
ェックリストに基づいて調査した結果をご報告いたします。
まず、番号24番ですが、譲受人は不動産業を営んでおり、休耕地とな
っていた申請地を取得し、建売分譲住宅用地とするものです。
番号25番は、譲受人は現在、借家に住んでおり、申請地を母より譲り
受け、一般住宅を建築するものです。
続いて、26番ですが、譲受人は金型製造業を営んでおり、手狭になっ
た事務所を新築することになり、既存駐車場部分を利用するため、車
両駐車スペースが不足するので、隣接する申請地を取得し、開所する
ものです。
以上、24から26番について現地を確認したところ、周辺農地への支障
もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 1 3 番委員 議案第5号27番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに
基づき調査した結果は、譲受人は建設業を営んでおり、申請地を取得
し、建売分譲住宅を建築するものです。
続きまして、議案第5号28番について、当地区協議会で許可基準チ
ェックリストに基づき調査した結果は、議案第4号1番と関連、譲受人
は内装業を営んでおり、申請地を取得し、倉庫(プレハブ)、資材置場
として利用するものです。

27番、28番の現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号24番から28番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号24番から28番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号24番から28番を許可とすることに決定いたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。続いて、報告第1号から第4号について、事務局よりお願いいたします。

事 務 局 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、2件提出されております。
内訳につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、19件提出されております。
内訳につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は16件となっております。
内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は5件となっております。
内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

議 長 報告第1号から第4号につきまして、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 質問等もないようですので、以上で第2回定例総会を終了いたします。
長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和2年9月9日(水) 午後2時40分